

2 投票の概要

平成27年5月17日に執行された今回の投票は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号。以下「大都市法」という。）第7条第1項の規定に基づき執行したもので、大都市法の規定に基づく初めての投票であった。

本件投票は、大阪市を廃止し特別区を設置することについての賛否を問うものであり、大阪市のあり方を決める重要な投票ということで、有権者の関心も高く、投票率は66.83%と、本市における過去の地方選挙と比較すると、昭和26年の統一地方選挙（市議会議員選挙71.98%）、昭和38年の統一地方選挙（市議会議員選挙68.36%）に次ぐ非常に高い水準となった。

開票結果については、賛成694,844票、反対705,585票であり、賛成が有効投票の総数の過半数に満たなかったため、特別区の設置はなされなかった。

以下は、この投票の概要である。

1 投票日程

大都市法に基づく投票（以下「特別区設置投票」という。）は、同法第7条第1項の規定により、「基準日」（特別区設置協議会が、全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事から関係市町村及び関係道府県の議会が特別区設置協定書を承認した旨の通知を受けた日）から60日以内に行わなければならないが、また投票の期日は、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成25年政令第42号。以下「大都市法施行令」という。）第3条第5項の規定により、少なくともその20日前に告示しなければならないこととなっている。なお「基準日」は、特別区設置協議会から関係市町村の選挙管理委員会に通知されることとされている。

本件投票においては、特別区設置協議会から大阪市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に、平成27年3月19日が基準日である旨、同日付で通知がなされたことから、基準日から60日以内の同年5月18日までに投票を行うべきこととなったものである。

市委員会は、平成27年3月20日に委員会議を開催して、投票期日を同年5月17日、投票期日の告示日を同年4月27日（月）とすることを決定した。

2 一般の選挙との主な相違点

(1) 投票人名簿

特別区設置投票における投票人名簿は、公職選挙法に規定する選挙人名簿を用いることとされており（大都市法施行令第4条）、そもそも通常の選挙における「選挙時登録」のような制度は規定されていない。したがって本件投票では、平成27年4月12日執行の統一地方選挙時に調製された選挙人名簿を、投票人名簿として用いた。

(2) 投票公報

関係市町村の選挙管理委員会は、特別区設置投票に際し、当該市町村の議会の議員から申出があったときは、当該投票に関する当該議員の意見を公報に掲載し、選挙人に配布しなければならないとされている（大都市法第7条第3項）。

公報の掲載の申出は、議員（2人以上の議員が共同での意見表明を申し出ること可（大都市法第7条第4項））が、当該選挙管理委員会に、投票の期日の告示があった日からその翌日までの2日間に、掲載文を添え、必ず文書をもってしなければならない（大都市法施行令第11条による公職選挙法第168条第1項の準用・読替）。

本件投票においては、平成27年4月27日（月）及び28日（火）が掲載申出期間であったところ、同年4月27日（月）に、市議会議員坂井良和氏を代表者とする28名の議員が共同して、また、市議会議員川嶋広稔氏を代表者とする56名の議員が共同して、それぞれ掲載の申出があった。

市委員会は、平成27年4月28日（火）午後5時30分から公報の掲載順序をくじにより定め、本件投票における公報に関する規程により投票公報を発行した。

投票公報は、投票期日の2日前までに選挙人の属する各世帯に配布された。

(3) 協定書の要旨の掲示等

特別区設置協議会から「基準日」の通知を受けた関係市町村選挙管理委員会は、当該関係市町村の長から送付を受けた特別区設置協定書の内容及び要旨を告示するとともに、関係市町村の事務所その他適当な場所において当該協定書を公衆の閲覧に供し、投票所の入り口その他公衆の見やすい場所を選び、当該要旨を掲示しなければならないとされている（大都市法施行令第2条第2項）。

また、投票記載所において特別区設置協定書を閲覧に供し、及びその要旨を掲示しなければならないとされている（公職選挙法第175条第1項本文・第2項の準用、大都市法施行令第6条による読替）。

本件投票においては、平成27年3月20日に特別区設置協定書の内容及び要旨を告示するとともに、投票期日までの間、大阪市の行政委員会事務局選挙部事務室（大阪市の役所本庁舎）ほか24箇所において当該協定書を閲覧に供し、その要旨を掲示した。さらに投票期日告示日翌日の同年4月28日から投票日前日の同年5月16日まで期日前投票所及び不在者投票記載場所で、また当日投票所において、それぞれ当該協定書を閲覧に供し、その要旨を掲示した。

(4) 投票用紙の様式

特別区設置投票においては、一般の選挙とは異なり、「賛否」を自書することとされている（公職選挙法第46条第1項の準用、大都市施行令第6条による読替）。ただし、当該選挙管理委員会が定めるところにより、記号式によることもできる。ただし記号式投票が行われる場合であっても、期日前投票、不在者投票及び点字投票については、記号式ではなく「賛否」を自書する方式により行うこととされている（公職選挙法第46条の2第1項の準用）。

本件投票においては、上記の規定を踏まえ検討した結果、期日前投票及び不在者投票と当日投票で投票用紙の様式が統一されていなければ、投票用紙の記載方法について有権者の混乱を招くおそれがあることに加え、経費面からも自書式と記号式の2種類を調製することにより、いずれか一方の様式の用紙を調製する場合に比べ割高となる可能性があることから、記号式投票ではなく自書式投票を採用した。

(5) 開票立会人の選任方法

関係市町村の選挙管理委員会（指定都市にあっては、区の選挙管理委員会）は、各開票区における選挙人名簿に登録された者で同一の政党その他の政治団体に属さないものの中から、本人の承諾を得て、開票区ごとに3人以上5人以下の開票立会人を選任し、開票管理者に通知しなければならない（大都市法施行令第7条第1項、公職選挙法施行令第70条の2の準用）。

本件投票においては、市委員会で示した基準（賛成の立場の者、反対の立場の者それぞれ2名ずつ選任）により、各区選挙管理委員会で、市会各会派の区選出議員からの推薦に基づき、選任した。

(6) 投票運動

今回の住民投票においては投票日当日の投票運動の規制がないため、当日投票所周辺で行われる投票運動への対応が大きな課題であった。結果的には大きなトラブル

ルはなかったが、今後同様の法的規制により投票を行う場合には、少なくとも投票所前の道路上の投票運動について、道路交通法等の規制の問題との整理が必要であると思われる。なお、今回、各投票所周辺において行われた投票運動の状況は次の通りである。

全投票所（365箇所）中

ビラの配布が行われた投票所	273箇所
のぼりが使用された投票所	252箇所
街頭演説が行われた投票所	マイク使用有 46箇所
	無 137箇所

※投票運動場所はいずれも投票所の管理敷地外

3 投票啓発

従来の選挙啓発と異なり、投票日の周知のみならず、投票の方法や賛否の対象等を周知する必要があったため、フラッシュモブ、ラッピングトラック、デジタルサイネージ(電子看板)等、マスメディアに取り上げてもらうことによる相乗効果を狙うイベント型啓発に加え、各戸ビラや投票所での表示物など投票人個人々々に対するきめ細かな啓発も行った。また、各区においても自主啓発を多彩に展開した。

なお、啓発事業の認知状況について市政モニターを通じてアンケート調査を行ったところ、全戸配布を行った「区の広報紙」（71.0%）や「ビラ」（68.7%）の認知度は当然高くなっているが、「街頭での啓発イベント」（32.4%）や「デジタルサイネージ」（21.8%）等、今回新たに行った手法についても一定の認知を得られたことがうかがえた。

4 争訟

投票終了後、投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出が49件提出され、市選挙管理委員会で審議のうえ、うち25件を棄却、21件を却下と決定し、残り3件を異議の申出に当たらないものと判断した。

なお、その後大阪府選挙管理委員会に対し2件の審査申立てが提起され、いずれも棄却の裁決がなされた。